

防整施第23004号
令和4年12月8日
一部改正 防整施第14962号
令和6年6月26日

大臣官房会計課長
地方協力局環境政策課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長 殿
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局管理部長
中国四国防衛局企画部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

建設工事及び建設コンサルタント業務の総合評価落札方式における同時提出型の試行について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、令和４年１２月８日以降に入札公告を行う建設工事及び建設コンサルタント業務から、当分の間、試行することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、建設工事及び建設コンサルタント業務の総合評価落札方式における同時提出型の試行について（防整施第５２３９号。２．３．３１）は、令和４年１２月８日限りで廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

建設工事及び建設コンサルタント業務の総合評価落札方式における同時提出型の試行について

1 目的

総合評価落札方式は、価格と価格以外の要素（以下「技術評価」という。）によって入札させるため、価格のみによる競争に比べると、入札談合は起きにくい方式である。しかし、通常の総合評価落札方式においては、先に発注者において技術評価点が決定され、その後競争参加者が入札を行うこととなっており、入札前に技術評価点が競争参加者へ流出し、入札談合が行われる可能性が否定できない。

そのため、入札談合の余地をなくするため、競争参加者から、技術評価を行うための資料提出と同時に入札書を提出させる、同時提出型を試行することとする。

2 適用範囲

建設工事においては施工能力評価型を適用する案件、建設コンサルタント業務においては簡易型を適用する案件について試行する。

3 本方式の実施

本方式の実施に当たっては、本要領において定めるもののほか、工事に関する入札に係る総合評価落札方式について（施本第758号（CCP）。12.4.14）、建設工事請負契約に係る総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領について（防整施第6033号。31.3.28。）、建設工事請負契約に係る施工体制確認型総合評価落札方式について（防整施第6035号。31.3.28。）、建設工事請負契約における総合評価落札方式に係る競争参加向上型の試行について（防整施第4809号。令和2年3月26日）、建設工事に係る技術業務の契約等における一般競争入札の実施細則について（防整施第5252号。令和2年3月31日）、建設工事に係る技術業務の契約等における総合評価落札方式に係る競争参加向上型の試行について（防整施第5253号。令和2年3月31日）、建設工事に係る技術業務の契約等における履行確実性総合評価落札方式の試行について（防整施第6943号。28.3.31）及び建設工事に係る技術業務の契約等における第三者履行確認の義務付けの試行について（防整施第6925号。28.3.31）により実施するものとする。

4 入札公告及び入札説明書への記載事項

入札公告及び入札説明書に次の事項を明記すること。

本工事（業務）は、一般競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料

の提出と同時に入札書を提出する、同時提出型の試行対象工事（業務）である。

5 手続きに要する日数

別図に示す日数を参考とするものとする。

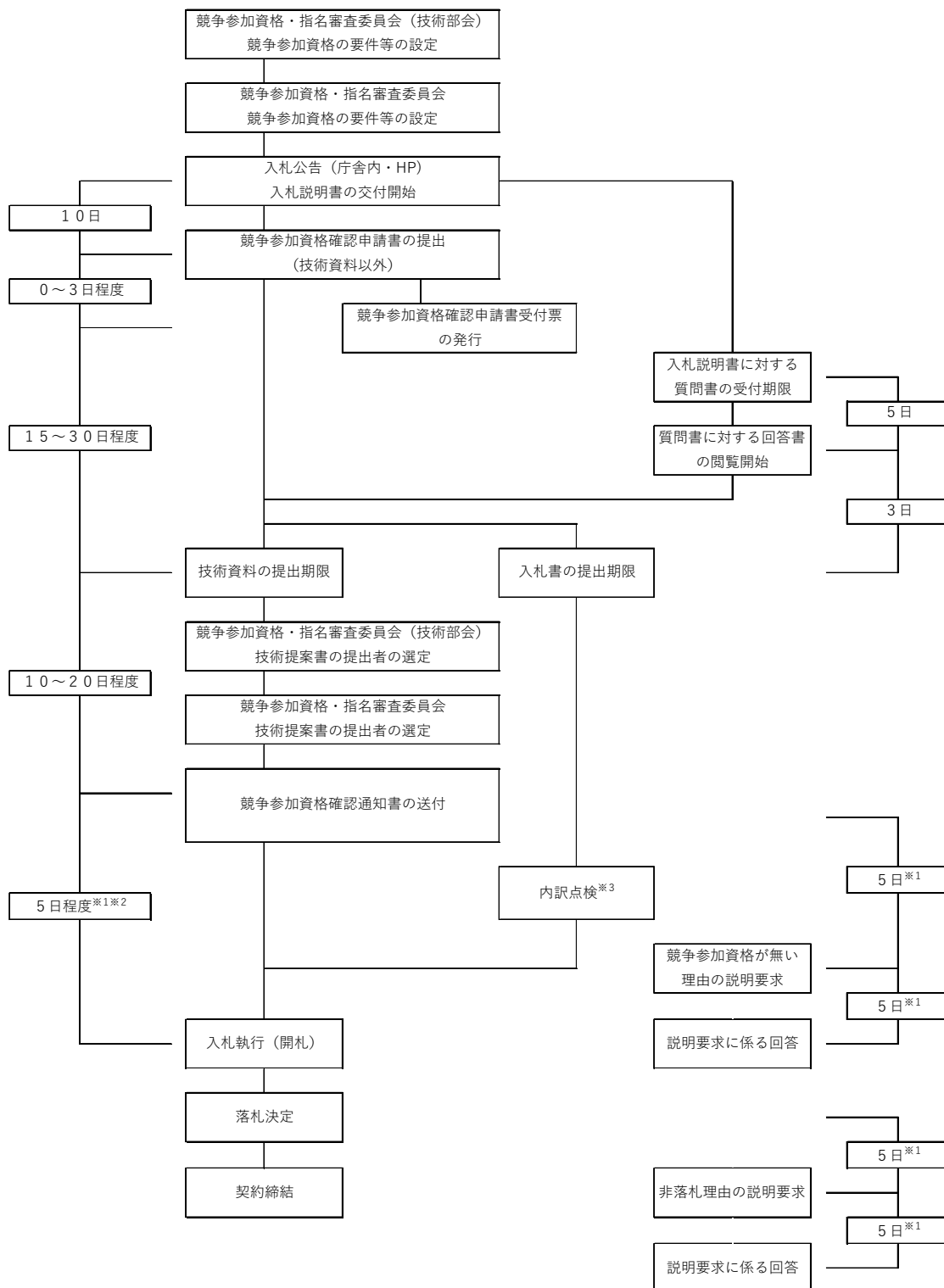
6 競争参加資格のない者のした入札書及び競争参加辞退の扱い

入札書と同時に提出する一般競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の審査の結果、競争参加資格が認められない者のした入札は、「無効」として取り扱う。

7 その他の留意事項

- (1) 本方式の入札手続は、原則、電子入札方式で行うものとする。
- (2) 本通知の実施に当たり疑義が生じた場合は、整備計画局建設制度官と協議するものとする。

同時提出型の実施手順及び標準的日数



注1：※1は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。

注2：※2は、「競争参加資格がない理由の説明要求」がなかった場合の日数であり、当該説明要求等があった場合は、必要日数を確保して延期するものとする。

注3：※3の「内訳点検」の実施時期は、予定価格の作成後に行うものとする。

注4：技術部会は競争参加資格・指名審査委員会と兼ねることができるものとする。